

総合的対策のステートメントごとの趣旨・取組のポイント 及び ステートメントに対応する基本計画の変更案

《 目 次 》

ステートメント1（適切な統計作成プロセスの確立）	3
ステートメント2（問題の発見、速やかな改善）	7
ステートメント3（変化に対応した統計自体の見直し）	10
ステートメント4（職場風土の確立、職員意識の改革）	12
ステートメント5（統計部局のリーダーシップの下での協働、政府一体の統計整備）	14
ステートメント6（統計職員としての専門性の向上）	17
ステートメント7（国民とのコミュニケーション）	20
ステートメント8（官民各種データの有効活用）	22
おわりに（教育行政との連携）	24

【資料の趣旨】

今回の公的統計基本計画の変更は、公的統計の作成業務等の改善を着実なものとするため、現行の第Ⅲ期基本計画の一部を変更して、総合的対策等で提言された新たな取組を盛り込むことを目的に行うものです。

そこで、委員の御理解に資するため、総合的対策で提言されている8つのステートメントごとに、

- ① ステートメントの趣旨
- ② ステートメントにおいて提言された取組のポイント
- ③ これに対応して、今回の基本計画変更で新たに盛り込んだ内容をまとめました。

【資料の見方】

この資料は、ステートメントごとに、以下の3項目で構成しています。

「1. ステートメントの趣旨」

ステートメント全体の趣旨を簡潔に記載しました。

「2. 取組のポイント」

ステートメントで提言されている主な取組を記載しました。

「3. 基本計画変更案における記載」 (注1、注2)

ステートメントの提言を受けて、基本計画を変更するに当たり、

- ① 新規で追加した項目については、実線枠（全体に下線）
 - ② 既存の項目を修正したものについては、点線枠（修正した部分に下線）
- で記載しました。

ですので、ここに記載しているもので、今回の実質的な変更は、ほぼ網羅しています。

(注1) 基本計画の項目順に記載していますので、「2. 取組のポイント」で記載している順番とは異なる場合があります。

(注2) 現行の基本計画の記載で対応できることから、今回変更しない部分については掲載していません。

(注3) 改元に伴う元号の変更など、形式的な変更についても掲載していません。

【他の資料に関する参照情報】

- 形式的な変更も含め、現行の第Ⅲ期基本計画の記載と変更後の記載との比較を御覧になりたい場合は、「公的統計基本計画変更案（新旧対照表）」を御覧ください。
- 変更内容を反映した基本計画全体を御覧になりたい場合は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（変更反映版）」を御覧ください（変更した部分を赤字にしています。）

ステートメント1

(適切な統計作成プロセスの確立)

1. ステートメントの趣旨

質の高い統計を安定的に提供するためには、ガバナンスの効いた適切かつ効率的な統計作成プロセスを確立し、問題事案が生じても発見しにくい環境を改める必要がある。また、ガバナンスを効かせる際には、それを逃れようとする誘因が生じないような工夫をする必要がある。

2. 取組のポイント

- ① PDCAサイクルの確立（調査計画について事前の専門的検討と事後の検証を行い、不断に統計作成プロセスを改善する）
- ② 問題が確認された統計から、BPRの手法も活用して統計作成プロセスを改革
- ③ 統計作成プロセスに対する第三者監査の導入に向けた準備の推進

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第3 公的統計の整備に必要な事項

- 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減
- (2) オンライン調査の推進

(前略)

このため、各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む。

また、総務省は、統計作成プロセスの改革に取り組む中で、政府統計共同利用システムに課題が確認された場合には、その見直しを検討する。

2 統計の品質確保

- (2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上

(前略)

今後、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を超えて統計を支える基盤を構築するとともに、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務などの民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用する。また、適切な履行確認を行う。

(後略)

- (4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等^(注17)

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用やオンライン調査の推進などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提

供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。

一方で、平成 31 年（2019 年）1 月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、統計作成プロセスに問題のある統計が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。

このため、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する（PDCA サイクル）ほか、BPR（注 18）手法による検証や統計監理官（注 19）等による第三者監査（注 20）も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック（注 21）の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック（注 22）等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官（注 23）による分析的審査（注 24）を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。

総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、PDCA サイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第 55 条第 1 項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。

また、平成 29 年度（2017 年度）に総務省が実施した統計精度検査（標準検査（注 25）及びオプション検査（注 26））については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたところであり、新たな取組の中でも継続的に実施しつつ、各府省は、平成 29 年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第Ⅲ期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。

さらに、各府省は、統計改革の確実な実施に必要な統計リソースを計画的に確保する一方で、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コストを 3 年間で 2 割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視する

こととする。

(注17) 従前の「統計棚卸し」は、PDCAサイクルなどの新たな取組に統合する。

(注18) BPRとは、Business Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計することをいう。

(注19) 統計監理官とは、統計委員会が定める方針の下、各府省の統計について第三者監査を実施するほか、各府省におけるPDCAサイクルの実施状況やコンプライアンスチェックの実施状況等を点検するとともに、統計研究研修所による支援も受けながら、統計作成プロセスの改善方法や調査計画の技術的審査などの助言を幹事に対して行う者をいう。

(注20) 第三者監査とは、統計委員会が取りまとめる要求事項（品質の高い統計を作成するために行う必要がある事項。以下同じ。）及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う取組をいう。統計の作成府省は、第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

(注21) コンプライアンスチェックとは、調査実施後において、統計調査員による調査の履行状況を、本府省が直接確認する取組をいう。

(注22) ～ (注24) → ステートメント2で記載

(注25) 標準検査とは、各統計の精度に関する情報の公表状況（いわゆる「見える化」の状況）を共通の基準により検査（チェック）するものをいう。

(注26) オプション検査とは、①母集団への適合状況検査、②他統計との乖離分析、③欠測値検査、④各種シミュレーション検査、⑤総合検査、⑥特別検査により検査（チェック）するものをいう。

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(前略)

また、統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第Ⅲ期基本計画に掲げる各種施策の更なる推進や支援等に努める。

(中略)

③ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。

(後略)

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ <u>調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調</u>	<u>関係府省、 総務省</u>	<u>令和2年度 (2020年 度)から実</u>

<u>査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。</u>		<u>施する。</u>
○ <u>統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。</u>	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
○ <u>①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、BPRの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。</u>	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
○ <u>統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。</u>	関係府省	令和3年度(2021年度)から実施する。
○ <u>統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、BPR等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的を確認する。</u>	総務省、関係府省	令和2年度(2020年度)から実施する。

ステートメント2 (問題の発見、速やかな改善)

1. ステートメントの趣旨

どれだけ防止策を講じても、統計の誤りが発生するリスクは常に存在する。そこで、平時から、統計に誤りが発見された場合の対応方策を定めておくとともに、問題発生時にあつては、対応を迅速化し、統計ユーザーへの影響を極小化できるようにする必要がある。

2. 取組のポイント

- ① システムを用いたエラーチェック等を適切に実施
- ② 統計の誤りが判明した場合には、ユーザー・ファーストで対応
- ③ 作成した統計の事後的な検証や再集計に必要な情報を一元的に保管
- ④ 発生してしまった誤りは貴重な材料として政府内で共有

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

(※この項目全体は、ステートメント1の部分で掲載。ステートメント2の該当部分は太字)

(前略)

このため、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する（PDCAサイクル）ほか、BPR^(注18)手法による検証や統計監理官^(注19)等による第三者監査^(注20)も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック^(注21)の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック^(注22)等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官^(注23)による分析的審査^(注24)を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。

(後略)

(注18)～(注21)→ステートメント1で記載

(注22) エラーチェックとは、想定されるデータの範囲から逸脱した異常値、項目間の矛盾など、設定した検出条件に該当するデータを検出して行う一次的なデータチェックをいう。

(注23) 統計分析審査官とは、再発防止策の提言を受けて、内閣官房統計改革推進室に配置された職員をいう。内閣官房から各府

省に派遣され、統計調査の担当者から独立した立場で、各府省における統計の集計プロセスに分析的審査を順次導入するとともに、PDCAサイクルの取組への参画、BPR手法を活用した統計作成プロセスやシステムの改修等の取組への参画、統計の誤りが発生した場合の再発防止策の指導・助言や作成プロセスの抜本改善の必要性の検討を担うなど、高度な専門性を生かし、結果面からの統計技術的アプローチにより派遣先府省全体の統計の品質を維持・向上させるための業務に従事する。

(注24) 分析的審査とは、利活用を含めた多角的な視点に立ったデータ分析作業を通じてデータの妥当性の確認を行う審査をいう。例えば、集計段階において審査のための特別な統計(詳細地域統計、単位当たり集計等)を作成して異常なデータを検出したリ、業界統計や関連統計との比較分析を行うことで当該審査対象統計の妥当性を確認する審査をいう。

3 統計の利活用促進・環境改善

(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

(前略)

その後、平成30年の統計法等の改正により、調査票情報等の提供及び活用の拡大について法制面における一定の整備がなされたが、国民・企業の情報管理意識が高まっている中、調査客体の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用の要望に柔軟に対応していくに当たっては、改正後の統計法の定めを適切に運用しつつ、よりセキュアな環境において、調査票情報等の有効活用に取り組む必要がある。

このため、総務省は、セキュリティレベルの高いオンサイト利用の拡充について、利用拠点数及び利用可能な統計調査の拡充並びに行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備に取り組むとともに、調査票情報の高度利用の充実や集計結果の正確性の確認・再集計の必要性に対応できるようにするため、全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて一元的な永年保管を段階的に進めるための検討のほか、必要な検討を行う。さらに、総務省を始め、各府省は、オンサイト利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討を行う。

(後略)

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和2年度 (2020年度)から実施する。
○ 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析	関係府省、	令和2年度

<u>的審査を順次導入する。</u>	<u>内閣官房</u>	<u>(2020 年</u> <u>度) から実</u> <u>施する。</u>
--------------------	-------------	--

3 統計の利活用促進・環境改善

(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ <u>調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて、一元的な永年保管を段階的に進めるための検討を行う。また、総務省において、各府省の協力を得て、基幹統計以外の加工統計及び業務統計についても、重要なものから、作成に使用した情報等について、独立行政法人統計センターにおける一元的な永年保管に向けて必要な検討を行う。</u>	<u>総務省、各府省</u>	<u>平成 30 年度(2018 年度) から実施する。</u> <u>一元的な保管の検討については、令和 2 年度(2020 年度) から実施する。</u>

ステートメント3 (変化に対応した統計自体の見直し)

1. ステートメントの趣旨

統計作成に割けるリソースには限りがあることから、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要統計については、リソースを集中してこれを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、廃止や回数減も含めた業務軽減方策を検討するなど、メリハリのある業務遂行を行う必要がある。そのためには、統計の重要度に応じた区分の見直しも必要である。

2. 取組のポイント

- ① 政府統計の区分（基幹統計、一般統計）を見直し
- ② 政府統計の区分に応じたメリハリのある管理
- ③ 政府統計を補完する観点から、政府関係法人等の統計を利用しやすくする仕組みを整備
- ④ SDGs への対応として、新しい情報源の活用を検討

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第2 公的統計の整備に関する事項

3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

(前略)

これらの社会経済情勢の変化や施策上のニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性を向上させるほか、国際連合が掲げるSDGsについては、全244グローバル指標のうち、平成29年(2017年)6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%となっていることからSDGs実施指針に基づき、その対応拡大などに取り組む必要がある。なお、この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。

(後略)

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

イ 統計の重要度に応じた管理

社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不
断の見直しが必要である。しかし、統計リソースが限られる中、全ての統計について、従前と
同様の作成方法等を維持することは困難である。

このため、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを
集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、廃止や作成周期の
見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う。

【別表】

第2 公的統計の整備に関する事項

3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ <u>統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。</u>	内閣官房、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。 <u>新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度(2020年度)から実施する。</u>

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ <u>公的統計でカバーしきれない分野について、政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定する。</u>	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。

イ 統計の重要度に応じた管理

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ <u>内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定める。</u>	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
○ <u>基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。</u>	関係府省、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。

ステートメント4 (職場風土の確立、職員意識の改革)

1. ステートメントの趣旨

政府統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。統計に携わる各組織、各職員それぞれが、こうした統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するようになることはもとより、自信と誇りを持って職務に邁進することができるような職場風土の確立、職員の意識改革が必要である。

2. 取組のポイント

- ① 統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）を策定して、国民に信頼される統計を確実に提供し、安定的に提供する職場風土を確立
- ② 統計職員を支える行動理念（統計職員バリュー）を策定し、職員の意識改革を推進
- ③ 統計行政運営ビジョン、統計職員バリューを実践し、その成果を共有化
- ④ 幹部職員と現場の距離を縮めるなど、風通しの良い職場の確立

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

(※この項目全体は、ステートメント1の部分で掲載。ステートメント4の該当部分は太字)

(前略)

このため、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する（PDCAサイクル）ほか、BPR^(注18)手法による検証や統計監理官^(注19)等による第三者監査^(注20)も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック^(注21)の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック^(注22)等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官^(注23)による分析的審査^(注24)を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。

(後略)

(注18)～(注21)→ステートメント1で記載

(注22)～(注24)→ステートメント2で記載

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(3) 職場風土の確立、職員の意識改革

公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。これまでも、統計作成に関する問題事案が生じた際には、ルールやチェック体制の強化といった方策が講じられてきたが、総合的対策においては、これらに加え、統計に携わる組織・職員が、統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するだけでなく、自信と誇りを持って職務を行うことができるような職場風土の確立、職員の意識改革といった組織の体質改善が不可欠である。

このため、今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び統計に携わる職員の行動理念（統計職員バリュー）を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(3) 職場風土の確立、職員の意識改革

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ 「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び統計職員 の行動理念（統計職員バリュー）を策定するとともに、これら の実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、 各府省	令和2年度 （2020年 度）から実 施する。

ステートメント5 (統計部局のリーダーシップの下での協働、政府一体の統計整備)

1. ステートメントの趣旨

専門人材を確保している総務省及び各府省内の統計部局が、その他の組織をサポートしながら、全体として協働しながら一体的に機能を発揮する仕組みを取り入れることが必要である。

2. 取組のポイント

- ① 総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが、政府全体のハブ機関（中央統計機構）として、各府省の統計作成をサポート
- ② 各府省の統計部局が、府省内のハブ機関として、府省内の統計作成をサポート
- ③ 統計委員会による各府省のサポート機能を強化
- ④ 統計法施行状況報告の見直し

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化（※ステートメント5の該当部分は太字）

国民経済計算を軸とした経済統計の改善等の府省横断的な統計整備を始めとする第Ⅲ期基本計画に掲げる課題の実現を図るためには、取組に必要なリソースを確保する一方で、既存リソースを再配分・最適配置することも重要となる。また、統計委員会を中心として府省間の連携を一層強化することに加え、統計分野の専門人材を有する組織が、それ以外の組織を支援しながら、協働して課題に取り組む仕組みを取り入れることも必要である。

このため、統計委員会を中心に、国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、総務省の統計部局^(注8)が、各府省における統計の作成を横断的に支援するとともに、各府省の統計部局も、府省内の統計作成を支援することとするほか、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補。第3の4（2）を参照）の確保・育成等を推進する。さらに、EBPMの実践や推進、統計の作成・提供等に携わる人材層の総合的な構築のために必要なリソースを確保するため、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会）に基づき、若手研究者等外部人材の活用のための国の統計部門の組織・人事運営上の課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化を図る。このほか、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組むとともに、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するために必要な支援を行う。

(後略)

(注8) 総務省政策統括官（統計基準担当）、統計局及び統計研究研修所を指す。

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア P D C Aサイクルの確立等

(※この項目全体は、ステートメント1の部分で掲載。ステートメント5の該当部分は太字)

(前略)

総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、P D C Aサイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。

(後略)

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

第Ⅲ期基本計画の着実な推進を通じて、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決するためには、統計委員会、総務省及び各府省の統計部局による支援、国・地方公共団体を通じた統計リソースの確保、統計人材の育成等を図ることが不可欠となっていることから、各府省は、一体となって以下の取組を推進する。

ア 統計部局による広範な支援

平成31年(2019年)1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、総務省の統計部局には、統計業務経験や専門性を有する職員が相当数配置されている一方、他府省では、一部の府省の統計部局を除き、統計業務経験者が乏しく、府省内の統計部局による他部局への支援も十分になされていないことが確認された。

これを踏まえ、総合的対策においては、これまで進められてきた統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うことが求められており、これを沿った取組を推進する。

イ 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置

(前略)

一方、基本方針では、統計関係の予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図ることや、予算の充実・メリハリ、国・地方公共団体の効率的な統計作成の実施体制に向けた見直しを推進することが求められている。また、最終取りまとめでは、①既存の統計リソースの

有効活用を図るとともに、統計改革の確実な実施に必要な統計リソースを計画的に確保することや、②統計リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行うことが求められている。さらに、総合的対策においては、統計部局による他の組織への支援等に対応するため、必要なリソースを確保することが求められている。

(後略)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(前略)

また、統計委員会においては、統計法第 45 条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第Ⅲ期基本計画に掲げる各種施策の更なる推進や支援等に努める。

(中略)

③ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。

(後略)

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

ア 統計部局による広範な支援

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ <u>統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。</u>	総務省	<u>令和2年度(2020年度)から実施する。</u>
○ <u>各府省の統計部局において、府省内の政策部局等からの統計作成に関する相談、要望等に対応するなど、府省内の統計作成を広く支援する。</u>	各府省	<u>令和2年度(2020年度)から実施する。</u>
○ <u>統計委員会が定める方針の下、専門家(品質管理の専門家・実務家、若手研究者等)を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。</u>	総務省	<u>令和2年度(2020年度)から派遣に向けた準備を行い、3年度(2021年度)から派遣する。</u>

ステートメント6 (統計職員としての専門性の向上)

1. ステートメントの趣旨

各府省において高い専門性を有する職員を計画的に育成し、各府省内の統計幹事の下に組織に配置してその専門性を向上させるとともに、そのような職員が政策部局の統計利活用を支援するための体制を整備する必要がある。

2. 取組のポイント

- ① 統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補）の認定、計画的な確保・育成
- ② 統計部局の幹部、管理職の専門性の向上
- ③ 地方公共団体の統計職員の人材確保・育成

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化（※ステートメント6の該当部分は太字）

国民経済計算を軸とした経済統計の改善等の府省横断的な統計整備を始めとする第Ⅲ期基本計画に掲げる課題の実現を図るためには、取組に必要なリソースを確保する一方で、既存リソースを再配分・最適配置することも重要となる。また、統計委員会を中心として府省間の連携を一層強化することに加え、統計分野の専門人材を有する組織が、それ以外の組織を支援しながら、協働して課題に取り組む仕組みを取り入れることも必要である。

このため、統計委員会を中心に、国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、総務省の統計部局^(注8)が、各府省における統計の作成を横断的に支援するとともに、各府省の統計部局も、府省内の統計作成を支援することとするほか、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補。第3の4（2）を参照）の確保・育成等を推進する。さらに、EBPMの実践や推進、統計の作成・提供等に携わる人材層の総合的な構築のために必要なリソースを確保するため、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会）に基づき、若手研究者等外部人材の活用のための国の統計部門の組織・人事運営上の課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化を図る。このほか、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組むとともに、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するために必要な支援を行う。

(後略)

(注8) 総務省政策統括官（統計基準担当）、統計局及び統計研究研修所を指す。

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

ウ 地方公共団体との連携・支援

(前略)

一方、国・地方公共団体ともに厳しい財政事情の中、都道府県統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。

このため、総務省は、地方公共団体の統計職員の業務の標準化や、その地域の事情等を踏まえた弾力的な人員の配置を支援する。各府省は、民間事業者が優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組む。

(中略)

さらに、関係府省は、地方公共団体に対する支援等の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員との人事交流を促進し、総務省は、統計研究研修所と連携したオンライン研修の充実や、優れた分析の事例・技術等に関する情報の定期的な提供、地域の大学等との連携に有用な専門家を活用した先進事例の提供や専門家リストの作成・提供等に取り組むほか、研修受講の促進と資質向上を図る一環として、一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、統計データアナリスト等（後述4（2）を参照）の資格を付与する。

(2) 統計人材の確保・育成

(前略)

さらに、EBPM推進委員会及び統計委員会においては、各府省の統計部門の人材についても、第Ⅲ期基本計画と連動する形で、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」が策定されたところであり、総合的対策においては、高い専門性を有する職員を計画的に育成し、各府省の統計部局に配置して、能力を向上させつつ、当該職員が府省内の他部局における統計の利活用についても支援できる体制を整備することが求められている。

このため、各府省においては、統計改革の取組を後退させることのないよう、策定された人材の確保・育成等に関する方針にのっとり取組を推進する。また、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」（一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者）及び「統計データアナリスト補」（統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者）の確保・育成等を図る。

(後略)

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

ウ 地方公共団体との連携・支援

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与する。	総務省	令和3年度（2021年度）から実施する。

(2) 統計人材の確保・育成

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ 一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する。	総務省	認定要件の検討等について令和2年度（2020年度）から実施する。認定について令和3年度（2021年度）から実施する。
○ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。	各府省	令和2年度（2020年度）から順次実施する。
○ 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。

ステートメント7 (国民とのコミュニケーション)

1. ステートメントの趣旨

統計は、使われてこそ意味があるものであり、また、報告者の協力によって成り立っている。統計の作成を担当する部局は、統計のメーカーとして、ユーザーや報告者とのコミュニケーションを強化する必要がある。

2. 取組のポイント

- ① 統計の作成プロセスや精度に関する透明性の確保
- ② 利便性の高い方法による統計の提供を推進
- ③ 統計ユーザーのニーズを把握して、利用価値の高い統計を提供
- ④ 統計調査の負担の軽減と報告者との関係の強化

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

(※この項目全体は、ステートメント1の部分で掲載。ステートメント7の該当部分は太字)

(前略)

総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、PDCAサイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。

(後略)

3 統計の利活用促進・環境改善

(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

(前略)

一方、調査票情報等の提供及び活用については、基本方針及び最終取りまとめにおいて、①オーダーメイド集計における簡易化や対象統計の拡大を検討すること、②調査票情報の利活用のためのオンサイト施設において、行政記録情報の利活用も可能とすることに加え、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、③一般の人も利用できる匿名データの提供について、法制面及び技術面から検討し、提供を開始することなどが求められているほか、再発防止策においては、3年以内に、原則として全ての基幹統計調査及びニーズの高い一般統計調査に係る調査票情報をオンサイト施設で提供することが求められており、更なる取組を推進する必要がある。

(後略)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(前略)

また、統計委員会においては、統計法第 45 条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第Ⅲ期基本計画に掲げる各種施策の更なる推進や支援等に努める。

(略)

③ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。

(略)

⑤ 統計の精度に関する情報の開示を徹底するため、開示状況の検査（見える化状況検査）を定期的に行う。

(後略)

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア PDCAサイクルの確立等

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。 <u>その一環として、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。</u>	各府省、 総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。 <u>調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載については、令和2年度(2020年度)から実施する。</u>

ステートメント8 (官民各種データの有効活用)

1. ステートメントの趣旨

報告負担の軽減への要求や、調査実施の環境が厳しさを増す中、質が高く信頼される統計を、安定的に提供していくためには、ビッグデータや行政記録情報を活用して、調査の補完や代替を進めていく必要がある。

2. 取組のポイント

- 公的統計の作成に活用できる行政記録情報や民間データの検討を集中的に行い、統計作成への活用を拡大

3. 基本計画変更案における記載

【本文】

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

(前略)

このため、総務省は、最終取りまとめにおいて、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組みを設けることとされていることも踏まえ、産官学連携による会議を開催し、民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定し、関係者の協力を得て集中的に協議することにより利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げるとともに、ビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努めその情報の共有・横展開を促すことにより、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進する。

なお、総合的対策の提言においても、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが求められており、この提言に掲げられた取組を推進する。

また、各府省は、以下の取組を通じて、行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用の推進に取り組むとともに、それらのデータを適正に管理する。

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。	総務省、各府省	令和4年度 (2022年度)末までに一定の結論を得る。

「おわりに」

※ 報告書の「おわりに」部分において、教育行政との連携について記載あり

報告書（抜粋）

一方、統計行政そのものではないため、本文中のタスクには記載していませんが、政府統計の利活用の拡大や統計の重要性の理解のための人的な素地を作り、また、統計の専門人材を安定的に確保していくためには、高等教育段階における数理・データサイエンス教育の一層の普及・展開が非常に重要です。教育行政におけるこれらの取組を期待するとともに、統計行政もこれにしっかりと協力をするものとします。

基本計画変更案における記載

【別表】

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計の利活用促進・環境改善

(3) 統計リテラシーの向上

具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
<p>○ <u>総務省は、関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。</u></p> <p><u>さらに、「A I 戦略 2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・A I 教育の普及・展開などの取組を進め、総務省は、この取組に協力を行う。</u></p>	総務省、 <u>文部科学省</u>	平成 30 年度(2018 年度)から実施する。 <u>A I 戦略 2019 に係る部分については、令和 2 年度(2020 年度)以降継続して実施する。</u>